

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年8月16日(金)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時57分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	欠席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
	11	浅子 幹夫	出席			
事務局	事務局次長	石川 秀徳	農業振興課課長補佐兼 管理・振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	武田 努	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	鈴木 喜菜		
	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	押野 岳大		
議案	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第41号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第42号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第43号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
議案第44号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 浅子会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和6年8月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については、任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>議事進行については、引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。尚日頃からお願いしておりますが説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 浅子会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名のうち本田委員が欠席していますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p> <p>事務局に確認します。</p> <p>本日、傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現時点では、傍聴希望者はありません。</p> <p>ただし、これから希望者が現れた場合、随時入室する場合がありますので、ご承知おきください。</p>
<p>3 署名委員の指名 浅子会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号14番 清水 友清 委員</p> <p>議席番号15番 西形 委員</p> <p>を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議	<p>長 それでは議案審議に入ります。議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立病院の北西400mに位置する、見沼田圃内の畑です。 通作距離は1.3kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 続きまして、番号2番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。</p>
小泉委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の南東675mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は1.14kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 続きまして、番号3番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、和土住宅公園の南東850mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は300mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、イチゴ苗の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 続きまして、番号4番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員 議長	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、越谷市立千間台中学校の北西350mに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は1.8kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員 議長	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北西180mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、現在所有農地はございませんが、農機具等も揃っております。 作付計画は、トマト、ナスの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員 議長	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北西160mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、現在所有農地はございませんが、農機具等も揃っております。 作付計画は、レタス、トマトの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>以上、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員 議長	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p> <p>総員賛成であります。議案第38号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立片柳小学校の東80mに位置し、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請地に係る農地から概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共施設又は公益的施設が存する第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民から月極駐車場としての利用希望がある外、小学校のイベント開催時をはじめ、常態的に時間貸駐車場の利用希望があるためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、見沼消防署の北東80mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は住宅敷地です。 申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第39号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長 ありがとうございます。 続きまして、番号4番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。
清水孝洋委員	番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、さいたま市民医療センターの南西350mに位置し、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共施設又は公益的施設が存する第3種農地です。 転用目的は資材置場です。 申請理由は、現在、市内で道路工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であり、また、地主から返却を求められていることから申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議	長 ありがとうございます。 続きまして、番号5番、尾間木地区、西形委員議案説明をお願いいたします。
西形委員	番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、大間木公園の南東150mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父と祖母所有の宅地と農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議	長 ありがとうございます。 続きまして、番号6番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。
横山委員	番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高校の南5mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は資材置場です。 申請理由は、現在、市外で解体業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新たな資材置場として使用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。
議	長 ありがとうございます。 続きまして、番号7番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。

横山委員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高等学校の南東800mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、隣地で製造業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。</p>
小泉委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立美園小学校の東1kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、都内でリサイクル業を営んでおり、岩槻区内に事業所を設け、車両の一部を親会社の駐車場の一部に駐車しているが、手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東830mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東830mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>

富田委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東820mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東830mに位置する農振農用地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の東700mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市外で廃棄物の収集運搬業を営んでおり、申請地の隣地を借りて駐車場として利用しているが、早期に立ち退きを求められているため、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の南東760mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、市内で父母と同居しているが、手狭になったことから実弟が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立西原中学校の北西330mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、市外に借りている資材置場及び駐車場の返却を求められていることから申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、岩槻警察署の北東50mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は薬局です。 申請理由は、現在、市内の病院に勤務しているが、隣接地で整形外科の開業が予定されていることや地域での必要性を鑑み、申請地に新たに薬局を開業するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員		<p>番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、岩槻警察署の北東50mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は診療所です。 申請理由は、現在、市内の病院に勤務しているが、地域での必要性を鑑み、申請地に新たに診療所を開業するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>

中山委員	<p>番号18番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立德力小学校の南東260mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は自己用住宅です。 申請理由は、現在、市外の長女宅で同居しているが、高齢の両親および叔母の看病や病院への送り迎えを行うため、叔母も住む実家の近隣にある叔母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号1番について2点伺います。1点目は、譲受人の法人の代表の方と農地改良後の利用権設定予定者は同一人物でしょうか。2点目は、利用権設定予定者の方の農業経験について教えてください。</p>
事務局	<p>1点目について、法人の代表者と利用権設定予定者は同一人物でございます。2点目について、この方の農地台帳を確認すると3000㎡弱の農地を借り受けて耕作している状況です。その中で、農地改良後新たに申請の農地についても借り受ける計画となっております。</p>
西形委員	<p>番号9番から番号12番について伺います。それぞれ同日に現地の立ち合いを実施しているとのことですが、立ち合いにはそれぞれの法人から担当者が参加しているのでしょうか。</p>
富田委員	<p>それぞれから参加しているわけではございませんが、2名の方がいらっしゃいました。</p>
西形委員	<p>そうすると同一業者による申請のように思えてしまいますが、それぞれの法人で申請されていて書類に問題がなければやむを得ないということでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。形式的に別法人となっていればやむを得ないものと考えます。</p>
西形委員	<p>角谷委員にもその点について伺いたいののですがいかがでしょうか。</p>
角谷委員	<p>会社の構成がどうなっているかによっては、法人を同一視できる可能性もあるかと思いますが、事務局の回答のとおり形式的に別法人となっていればやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>事務局に伺います。今回の案件では一団農地での農地改良ですので本来であれば1社でも施工できるものだと思います。農地改良について、さいたま市では独自に上限面積を設けているかと思いますが、他市の現状についてはどのように把握されておりますでしょうか。</p>

事務局	<p>県の要綱では20000㎡が上限となっているところさいたま市では3000㎡としています。過去に農地改良に絡んで問題が生じたため面積を制限する対応をとったものだと考えられますので、面積を制限するに至った事情を踏まえつつ他の自治体の状況を確認し、必要があれば委員の皆様にご検討していただくことになると考えております。</p>
井原委員	<p>私の担当の案件でございますが番号13番について角谷委員にお伺いします。今回の申請理由が、申請地の隣地にご存する既存駐車場の早期の返却を求められてということになっておりますが、許可後に既存についても返却せずに使い続けるということになった場合に農業委員会として、当初の計画と違うと指摘することは可能でしょうか。</p>
角谷委員	<p>ただいまのご質問は、許可後に用途が変わる場合についての農業委員会の対応ということでしょうか。</p>
井原委員	<p>はい。</p>
角谷委員	<p>一度許可をした後に、その後の事情でダメですということはそれ自体何か要件に引っかかるというわけではないので、難しいと思います。</p>
事務局	<p>既存の駐車場を使いつつ申請地を使う計画となった場合についても、許可後に経済的事情等何らかの事情で計画が変化したとしても、相当の理由があった際にはやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>ほかにご存じますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第40号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第40号について、許可することに決定いたします。</p>

議	長	続きますして、議案第41号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。
議	長	番号1番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。
長	島 委 員	番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稲です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きますして番号2番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。
長	島 委 員	番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稲です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きますして番号3番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。
長	島 委 員	番号3番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稲です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 続きますして番号4番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。

長	島	委	員	<p>番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は550mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議		長		<p>ありがとうございました。 続きまして番号5番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小	川	委	員	<p>番号5番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年で、申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議		長		<p>ありがとうございました。 続きまして番号6番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小	川	委	員	<p>番号6番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は750mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議		長		<p>ありがとうございました。 続きまして番号7番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西	形	委	員	<p>番号7番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年で、申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議		長		<p>ありがとうございました。 続きまして番号8番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>

西形委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年で、申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号9番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号10番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ツツジです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は9.8kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号11番、三室地区、西形委員議案説明をお願ひいたします。</p>
西形委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号12番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	員	<p>番号12番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は16.8kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号13番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	員	<p>番号13番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号14番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	員	<p>番号14番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、アスパラガスです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号15番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>

清水孝洋委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は800mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号16番、尾間木地区、榎本委員議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サンショウ、ムギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号17番、尾間木地区、榎本委員議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 賃借権及び使用貸借権の設定10年で、申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号18番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号18番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.6kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>

議

長

ありがとうございました。
説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。
議案第41号について、賛成の方の挙手を求めます。

各

委

員

— 総 員 賛 成 —

議

長

総員賛成ですので、議案第41号について、原案どおり意見決定すること
といたします。

議	長 続きまして、議案第42号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。 議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第42号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長 総員賛成でございますので、議案第42号の案件について、原案どおり証明することといたします。

議	長 続きまして、議案第43号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。
議	<p>長 番号1番から番号19番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第43号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	員
議	<p>長 総員賛成でございますので、議案第43号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>

議	長 <p>続きまして、議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第41号番号5番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第41号番号7番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>続きまして番号3の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第41号番号8番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>番号4の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、譲受人に対して、1筆については賃借権、2筆については使用貸借権で10年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第41号番号17番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p>
議	長 <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第44号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	長 <p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第44号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議	<p>長 本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和6年7月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>長 農地法第18条第6項の規定による解約通知について伺います。今回解約をしている法人の解約理由が労力不足となっておりますが、一方では先ほど審議した農地法第3条許可の議案で農地を取得しています。労力不足の中で農地を取得することに関して何か制限はありますか。</p> <p>この法人は以前より耕作地の集約を進めているところでもありますので、解約理由が労力不足であるということをもって、新たな農地の取得に制限を設けることは難しいと考える。ただ審査にあたって理由については相手方に詳しく聞き取りを行うなどの対応を検討する必要があると考える。</p>
議	<p>長 ほかにございますでしょうか。</p>

<p>事務局</p>	<p>物件の提出期限を再設定についてをご覧ください。 令和6年5月8日に提出された、行政不服審査法に基づく審査請求の件ですが、令和6年7月19日付で審査請求人宛に弁明書を送付し、あわせて、8月19日までに反論書が提出できる旨を通知しております。 その後、現時点において審査請求人から反論書の提出はございません。 このまま提出期限の8月19日までに反論書が提出されないことが予想されます。 しかしながら、行政不服審査法第41条第2項第1号によりますと、提出期限内に反論書が提出されなかったことを理由に、審議手続きを終結することはできず、さらに一定の期間を示すように規定されております。 また行政不服審査法の逐条解説によりますと、必要な審査を十分に尽くさず、採決をした場合、当該裁決は違法なとの記載もございました。 一方、さらに一定の期間を示したにもかかわらず、その提出期限内に反論書が提出されなかった場合は、ここで審議手続きを終結することができません。 いずれにしましても、8月19日の期限までに反論書の提出がない場合、審査請求人に対し、さらに一定の期間を示す必要がございます。 一定の期間に関する法律の定めはございません。 市の法務・コンプライアンス課に確認しましたところ、反論書の提出期限を3週間とした場合、再設定では、やや短く、2週間としているところでしたので、これにしたがひまして、先日、7月19日に通知した反論書の提出期限が1ヶ月であったことから、再設定はやや短く、3週間を提出期限、9月9日までとしまして、資料案の通り、審査請求人に通知したいと考えておりますので、委員の皆様のご了承をいただきたいと存じます。 以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。 特に意見が無いようですので、了承したものといたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは今後の想定スケジュールにつきまして、簡単に説明いたします。 8月19日までに反論書が提出された場合につきましては、内容確認の上、9月の運営委員会、定期総会で審議の終了についてご審議いただき、そこで了承を得られた場合は、10月の運営委員会、定期総会で裁決についてご審議いただくこととなります。 また、期限の再設定をしまして、9月9日までに反論書が提出された場合、または反論書の提出がない場合につきましては、10月の運営委員会定期総会で、審議の終了についてご審議いただき、そこで承認を得られた場合、11月の運営委員会、定期総会で裁決についてご審議いただくこととなります。 今後のスケジュールにつきましては以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、西澤会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 西澤会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和6年8月さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>